

## 漁業法第64条第1項の規定による利害関係者の意見及び検討結果

意見募集期間：令和5年2月15日～同年3月14日

### 1 意見募集結果の概要

(1) 意見の件数 3件（意見提出者 1名）

【参考】利害関係者と認められない者の意見 0件

(2) 意見の内訳

内 容	延べ件数
ア 計画全体について	0
イ 定置漁業権について	0
ウ 区画漁業権について	0
エ 共同漁業権について	3
オ その他	0
合 計	3件

(3) 意見の反映状況

区 分	延べ件数
1 案に反映した（している）意見	0
2 今後の参考とする意見	0
3 案に反映できない意見	1
4 その他（感想・質問等）	2
合 計	3件

## 2 意見の概要及び検討結果

漁業権の種類	意見提出者の業種	利害関係	意見等の概要	意見等に対する回答	検討結果
共同漁業権	遊漁船業者団体（遊漁船業の適正化に関する法律第20条に基づく神奈川県知事が指定した団体）	あり（漁業権の内容となる定着性水産動植物を対象とする遊漁案内業者の団体）	<p>1 近年、漁業者との間で漁業権内において、遊漁、プレジャーと区別なく限定の魚種が操業できなくなった件もあり、生活を脅かされることがあった。今回のような新規の共同漁業権設定の話があり過敏になっている。 なぜ設定されるのかその経緯など説明してほしい。</p> <p>2 あさり漁業については、条件において遊漁者があさりを採捕することを妨げないよう記載があるが、たこ漁業については記載がない。たこについても今後の混乱を避けるため、条件に</p>	<p>いただいたご意見は、海区漁場計画素案の共第1号共同漁業権の部分に対するものとして回答いたします。</p> <p>1 令和2年12月1日に漁業法が改正され、漁業法第63条第2項において、「都道府県知事は、(中略)、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。」と規定されました。さらに、漁業法の漁業生産力を発展させるという目的（同法第1条）に基づき、共同漁業権の内容となりうる漁業操業が現に行われている区域において漁業権を設定し、資源の管理を行いながら漁業生産力の発展を図るため、海区漁場計画素案に盛り込んだものです。</p> <p>2 海面の広い範囲で行えるたこ釣り遊漁と異なり、あさりを目的とする遊漁については、海の公園など限られた砂浜でのみ可能であり、共第1号共同漁業権の漁場の区域内において、他の水域で行う</p>	<p>1 その他（質問）</p> <p>2 反映できません</p>

			<p>入れてもらいたい。</p> <p>例として「たこ釣りについては、従来の委員会指示のもと、操業期間、操業時間、上限設定を遵守したうえで従来どおり遊漁を認め、遊漁の妨げをしてはならない。</p> <p>3 漁業権の内容は、あかもく、あさり、なまこ、たこだけか。</p>	<p>ことが困難であることから、漁業操業により遊漁が妨げられないよう、現にあさり遊漁が行われている区域に限定して条件を付しました。</p> <p>また、「委員会指示」は、「横浜市金沢区地先漁場における操業の制限(神奈川県漁業調整委員会指示第3号)」のことを指しているものと思われますので、これを前提に回答いたします。</p> <p>当該委員会指示の有効期間は1年であり、存続期間が10年である共同漁業権の条件に引用することが難しいこと、さらに、漁協や遊漁船業者など民間の取り決めを条件に付すことは、その取り決めが変わると、法令に規定する罰則の適用条件も変化することとなり、罪刑法定主義の観点からも好ましくないことから、条件に付しません。</p> <p>3 共第1号共同漁業権の内容は、あかもく、あさり、なまこ及びたこの漁業権(第1種)のみの設定です</p>	<p>3 その他(質問)</p>
--	--	--	---	--	------------------